

商品取引業者の外務員らの商品先物取引の勧誘に 適合性原則の違反があったとして商品取引業者の 不法行為責任が認められた事例

平成20・2・26札幌地裁民事第3部判決、平成18年(ワ)第978号損害賠償請求事件、一部認容・一部棄却【控訴】

判決要旨

商品取引業者の外務員らが、収入のない専業主婦の金融資産3000万円、投資可能資金額2000万円とする過大な申告を鵜呑みにして、投資可能資金額の申告に裏付けがあることを確認しないで先物取引を行ったときは、取引は全体として適合性原則に違反して違法となり、商品取引業者は、顧客に対し、不法行為に基づき、損害賠償責任を負うべきである。

参照条文 商品取引所法215条、民法709条・715条

商品取引所法215条（適合性の原則） 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

民法709条（不法行為による損害賠償） 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

715条（使用者等の責任） ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

<Comment>

1 Xは、昭和31年生れの専業主婦であるところ、平成17年8月29日、商品取引業を営むY社の外務員の勧誘により、Yとの間で、商品先物取引委託契約を締結した上、同月30日から平成18年1月24日までの間、コーヒー、大豆、灯油等の先物取引の委託取引（以下、「本件取引」という）を行ってきたが、本件取引により合計661万4531円の損失を被った。

そこで、Xは、Yに対し、Yの外務員の勧誘取引行為には、勧誘の告知・確認義務の違反、再勧誘の禁止違反、不適格者勧誘、取引についての説明義務違反、新規委託者保護義務違反、不合理な両建などがあつたとし、不法行為に基づき合計727万4531円の損害賠償を請求した。

2 本判決は、(1)Xは、「原則として不相当と認められる勧誘」の対象者である無収入者

であるが、実際には自己名義でせいぜい900万円程度の金融資産（郵便貯金等約800万円、株式約100万円）を保有したのにすぎなかったのに、金融資産額3000万円、投資可能資金額2000万円と過大な申告を行い、Yの外務員は、これをそのまま鵜呑みにし、勧誘適格者に該当するとして取引を開示した、(2)専業主婦で無収入でありながら、金融資産額3000万円、投資可能資金額2000万円を有するのは通常のことではないから、Yの外務員としては、Xの投資可能資金額の申告に対しては、その真実性に一応の疑問を抱いて質問したり、裏付けとなる証明資料の提出を求めるなどして、厳格に審査すべきであつた、(3)ところが、Yの外務員らは、Xの過大な投資可能資金額の申告を鵜呑みにし、投資可能資金額の申告に裏付けがあることを確認しなかったのであるから、勧誘適格者の確認義務の違

反がある、(4)そのため、Xが実際に保有している資金額に比して明らかに過大な取引が行われ、その結果、Xは、最終的に、資金に余裕がないために資金が尽き、不足金が生じる都度損切りで対処することを余儀なくされ、多額の損失を被った、(5)そして、勧誘適格者であること、具体的には、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できるものがあることを確認すべき義務を怠ったことにより、本件取引は、全体として適合性原則違反として違法になり、Yは、Xに対し、不法行為に基づき、Xに生じた損害を賠償する義務を負うべきである、などと判断した。

しかし、本判決は、(1)Xは、実際に保有する金融資産が900万円程度であるのに、自らわざわざ投資可能資金額を2000万円と過大な設定をして申告したため、実際に保有する資産に比して取引規模が拡大したことにより、損害の拡大を招いたものであり、Xにも相当の落ち度があつた、(2)Xの年齢および経歴、Yの外務員の説明内容および方法からみて、Xは、少なくとも商品先物取引の仕組みや危険性は理解していたはずなのに、投機に対する安易な興味から、Yの外務員の取引の勧誘に応じて先物取引を始め、拡大して損害を招いている点にも落ち度が認められる、などとして5割の過失相殺を認め、Yに対して、363万7265円と遅延損害金の支払いを求める限度で、本訴請求を認容した。

3 商品取引は、投資経験、投資目的、資力等、投資者の意向と実情に適合したものであるべきであるところから、商品取引所法215条は、「商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない」と規定しているが、これが一般に、「適合性の原則」といわれているものである。

そして、この適合性原則に関し、主務大臣がガイドラインを定めており、そこでは、年間500万円以上の収入を有しない者は、原則として、取引不適格者とされているが、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることが証明できるものがあるときには、例外的に取引適格者に当たるとさ

れているため、本件では、この例外的要件の該当性が問題とされたものである。

Xは、取引の開始の前に、Yの外務員に対して、金融資産額3000万円、投資可能資金額2000万円と申告を行っているから、一応例外的要件に該当するとみられるが、本判決は、外務員により厳格な審査を要求し、Xの申告を鵜呑みにして取引を開始したことに適合性原則違反が認められるとした。

4 本判決は、商品先物取引の勧誘の適否が問題となったごくありふれた事案であるが、商品先物取引業者の適合性原則の審査により厳格性を求めたケースであるので、実務上参考になるものとして紹介する。

判 決

＜当事者＞（編集注・一部仮名）

原 告	X
訴訟代理人弁護士	荻野一郎
被 告	オリオン交易株式会社
代表者代表取締役	戸館勇幸
訴訟代理人弁護士	前田尚一

【主 文】

- 1 被告は、原告に対し、363万7265円及びこれに対する平成18年1月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決の第1項は、仮に執行することができる。

【事実及び理由】

第1 請求

被告は、原告に対し、727万4531円及びこれに対する平成18年1月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告に商品先物取引を委託した原告が、その取引には、勧誘の告知・確認の義務、再勧誘の禁止、適合性原則（不適格者勧誘、新規委託者保護義務違反、取引開始後の適合性原則違反）、両建の勧誘禁止、説明義務などに違反し、そのために損害を被ったとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めている事案である。

1 争いのない事実

(1) 原告は、昭和31年9月1日生まれのプロ主婦である。

被告は、商品先物取引の受託業務等を目的として、昭和32年8月に設立された会社であり、東京穀物商品

取引所・関西商品取引所・中部商品取引所の商品取引員である。

なお、平成17年当時の被告の札幌支店長はA（以下「A支店長」という。）、同支店営業部課長はB、同支店営業部主任はCであった（以下、被告の営業担当社員を特定するときには「C外務員」と表記することもある。）。また、Dは、本社受託業務管理部係長である（以下「D係長」という。）。

(2) 原告は、平成17年8月中旬、被告の市場調査アンケートに回答したところ、被告から粗品が送られてきた。

(3) 原告は、同月23日、被告のC外務員から商品先物取引の勧誘の電話を受け、同月25日、再度、被告のB外務員から勧誘の電話を受けて、被告外務員と会って説明を聞くことになった。

(4) 原告は、同月27日、函館市内の飲食店において、被告のB外務員及びC外務員から、商品先物取引委託の勧誘を受け、商品先物取引の仕組み等について説明を受け、その際、商品先物取引への投資可能資金額を2000万円と申告した。

(5) 原告は、同年8月29日、前記飲食店において、本社受託業務管理部D係長から「商品先物取引の委託における重要事項補足説明」、「商品先物取引委託のガイド」により説明を受けた後、受領書兼重要事項確認書及び約諾書に署名捺印して、これを被告のC外務員に交付し、原告と被告は、商品先物取引委託契約を締結した（以下「本件契約」といい、この契約に基づく取引を「本件取引」という。）。

(6) 原告は、被告に委託して、同月30日に中部商品取引所のガソリン（以下「中部ガソリン」という。）の買建を注文して本件取引を開始し、同年11月中旬からは東京穀物取引所のアラビカコーヒー（以下「東京アラビカ」という。）、関西商品取引所のコーヒー指数（以下「関西コーヒー指数」という。）、東京穀物取引所のNon-GMO（非遺伝子組換え）大豆（以下「東京NG大豆」という。）、中部商品取引所の灯油（以下「中部灯油」という。）の先物取引を被告に委託した。

(7) 本件取引は、平成18年1月24日、全部の建玉が決済されて終了した。最終的な本件各取引の取引期間、売買差金、手数料、消費税及び差引損益金は、別紙のとおりであり、原告は、本件取引により合計661万4531円の損失を被った。

2 争点

(1) 不法行為の具体的内容について

原告が主張する不法行為の具体的内容とこれに対する被告の反論は、以下のとおりである。

ア 勧誘の告知・確認の義務、再勧誘の禁止の違反について

（原告の主張）

(ア) 商品取引所法214条7号は、「商品市場における取引等につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号及び商品市場における取引等の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること」を禁止してい

る。また、同法214条5号は、「商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘すること」を禁止している。

(イ) ところが、被告は、平成17年8月中旬、電話による女性の声で、商品先物取引の勧誘であることを説明しないまま「粗品を送ります。」などと言って住所と名前を聞き出してパンフレットを原告に郵送した。さらに、C外務員は、同月23日、電話で、原告の勧誘を受ける意思を確認しないまま商品先物取引を勧誘し、同月25日にも、原告が「興味もないし、わからない。」と勧誘を希望しない意思を表明しているのに、執拗に勧誘した。このような勧誘行為は、商品取引員の勧誘の告知・確認の義務、再勧誘の禁止に違反し、不法行為に当たる。

（被告の主張）

(ア) 女性の声による電話は、被告企画調査部で実施しているACS（オートコンタクトシステム）による市場調査のアンケート（乙31）であり、営業と無関係ではないが、それ自体は商品先物取引の勧誘ではない。

(イ) C外務員は、電話による勧誘に当たって、被告の会社名と商品先物取引の勧誘であることを告知し、原告の意思を確認した。これに対し、原告は、ガソリンの値上がりに強い興味を持って、資料の送付を依頼し、詳細な説明を求めた。なお、原告は、過大な勧誘の有無について、アンケート（乙8）に「外務員の勧誘を拒否したことはありません」、「取引の強要及び困惑を受けるような勧誘は一切受けていない」、「商品取引に対して興味を持っていたので自ら申し込んだ」の各項目に丸をつけて回答している。したがって、被告外務員の勧誘に違法なところはない。

イ 不適格者勧誘について

（原告）

(ア) 商品先物取引は、その仕組みが複雑であり、相場の予測が困難であること、証拠金取引であるため、予測を超えた多額の損失を被る可能性があること、決済の期限である限月があるため、相場の改善への期待に限界があり、ときには損失を覚悟して決済しなければならないことなどの特色がある。これらの特色を踏まえると、商品先物取引の仕組みや危険性を理解して自己の判断で売買を行う能力を欠く者や、取引の損失に耐え得る資力を有しない者などは、商品先物取引への適合性を欠くものであり、商品取引所法215条は、このような不適格者に対する勧誘を禁止している。

(イ) ところが、原告が専業主婦であり、本件取引まで商品先物取引の知識や経験がなく、複雑かつ高度の危険性のある商品先物取引に不適格な者であるのに、被告外務員は、原告に対し、商品先物取引の勧誘をした。かかる勧誘行為は、適合性原則に違反し、不法行為となる。

（被告）

(ア) 「商品先物取引の委託者の保護に関するガ

イドライン」(以下「ガイドライン」という。)のA3(2)には、「一定以上の収入(年収が500万円以上を目安とする)を有しない者に対する勧誘」は不適当とされ、不適当と認められない例外の要件として、「顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること」が定められ、被告においても、受託業務管理規則で同様の基準が設けられている。

(イ) 原告は、原則として不適当と認められる勧誘の対象者であるが、商品先物取引口座開設申込書(乙3)に投資可能資金額を自主的に記入し、金融資産額とその内容を記入した自筆の申出書(乙5)を差し入れ、「顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有している」ものと認められた。また、原告は、商品先物取引に強い興味と関心を示し、被告外務員からファックスや電話で、海外市況に関する情報等の提供を受け、自らも海外市況に関するインターネットのサイトで調べるなどして、個々の取引にあたっての判断の基にしていた。したがって、実質的にみて、原告に商品先物取引を行う適格性がないとまでは認められない。

ウ 取引開始時の説明義務違反について

(原告)

(ア) 商品取引員は、商品先物取引の仕組み、証拠金の性質、計算方法等を顧客が理解できるようにわかりやすく説明して理解させるほか(商品取引所法217条1項1号ないし3号、同条1項4号に基づく同法施行規則104条1号ないし16号)、投資可能資金額の意味について、損失を被っても生活に支障のない資金額であることを説明し、これを理解させようとして、勧誘すべき信義則上の義務がある。

(イ) ところが、被告外務員は、原告に対し、商品先物取引の仕組みや証拠金の性質、計算方法等を十分に説明せず、また、投資可能資金額の意味をわかりやすく説明せず、原告に、実際にはそれだけの資金がないのに投資可能資金額を2000万円と過大に申告させた。このように商品先物取引の仕組み、取引証拠金の性質、計算方法、投資可能資金額等を十分説明することなく、これらを原告に理解させないまま取引を開始させたことは、商品取引員の説明義務に違反し、不法行為に当たる。

(被告)

(ア) B外務員は、平成17年8月27日、函館市内の飲食店において、中部ガソリンの価格、立会時刻と場節、限月等、商品先物取引の仕組み、その危険性について説明し、具体的な数字を用いて利益や損失の説明を行った。また、便せんを手書きしながら、予測に反した場合の「追証」、「損切り」、「両建」等の対処法を説明した。さらに、「商品先物取引委託のガイド」(乙1の1)を示し、適合性の原則、不適当な勧誘及び保護措置、取引の手順と流れ、投資可能資金額、取引証拠金等を順に説明し、最後に商品取引員の禁止行為の概要を説明した。

(イ) D係長は、同月29日、前記飲食店において、原告に対し、重要事項補足説明を行った。その際、「商品先物取引委託のガイド」(甲17の1、乙1)

や「商品先物取引の委託における重要事項補足説明」(甲20)に基づき、商品先物取引の仕組み、危険性、取引のルール、取引の流れ、証拠金取引制度、商品取引員の禁止行為、自己判断と自己責任、予測に反した場合の対処法(損切り、追証、両建、難平、途転)について説明し、その際には、具体的な金額を記入しながら、時間をかけてわかりやすく説明した。

(ウ) 以上のとおり、被告が行った説明は、取引開始時の説明としては、十分なものである。

エ 新規委託者保護義務違反について

(原告)

商品先物取引は、経験のない者には理解しにくく、投資金の何倍もの取引を行う証拠金取引であり、そのような仕組みを経験のない初心者が実感するには、取引開始後、しばらくは数枚程度の取引にとどめることが必要である。

原告は、商品先物取引の知識、経験の全くない者であるのに、被告外務員らの勧誘により取引開始時から中部ガソリン50枚の買建玉をさせられた。さらに、同年9月27日の時点で合計144枚の建玉をさせた。このように、商品先物取引の理解が十分ではない取引開始直後に、予期できない損失を被る危険性のある過大な建玉をさせることは、新規委託者保護義務に違反し、不法行為に当たる。

(被告)

ガイドラインのA5には、過去一定期間以上(直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とする。)にわたり、商品先物取引の経験がない者に対し、受託契約締結の一定期間(最初の取引を行う日から最低3か月を経過する日までの期間を目安とする。)において、商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量(建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金額の3分の1となる水準を目安とする。)を超える取引の勧誘を行う場合には、適合性原則に照らして、原則として不適当と認められる勧誘になることが示され、これを受けて、被告でも、受託業務管理規則及び受託者からの受託に係る取扱要領において、同様の基準を設けている。

被告は、原告に対し、習熟期間内は投資可能資金額の3分の1の額が取引証拠金の限度枠であることを説明し、原告は、これを理解して本件取引を行い、実際に、本件取引は、投資可能資金額(益金加算も含む)の3分の1の額を超えることはなかった。平成17年9月27日の中部ガソリンの建玉は合計144枚であるが、その建玉の内容は、売玉84枚と買玉60枚であって、売越24枚であり、新規委託者に予想外の損失を与えることを防止するという観点からは、実際の損益の対象玉となるのは24枚であるから、これをもって過大な取引であるということはできない。そして、本件取引の習熟期間における原告の差引損益は、64万4604円の実益であり、被告は、習熟期間中の取引により損失を被っていない。

オ 外務員の言うがままの取引について

(原告)

原告は、専業主婦であり、先物取引の知識、経験が

全くなく、相場の見通しができないため、自己の判断で先物取引を行うことは不可能であり、専門家である被告外務員の言うがままに本件取引を行った。被告外務員は、原告の無知につけ込み、次々と委託証拠金を支払わせ、被告外務員の言うがままの取引により、取引開始直後から半年間で中部ガソリン31回、東京アラビカ4回、関西コーヒー指数8回、東京NG大豆7回、中部灯油3回など頻繁に売買を行わせ、半年間で約660万円もの損害を原告に生じさせた。このような被告外務員の言うがままの多銘柄・頻繁な売買は、商品取引員の顧客に対する注意義務に違反し、不法行為に当たる。

(被告)

原告は、個別の取引の際に被告外務員とやりとりをしただけではなく、海外市況に関するインターネットのサイトで自ら調べたり、被告外務員から情報を得たりして、自己の判断に基づき取引を被告に委託していた。原告は、アンケートに「新聞、その他の情報によって、自分自身で判断します。」「担当者の相場観等を参考にして、自分自身で判断します。」にチェックして回答している。また、本件取引の終了後においても、「今般、貴社との商品先物取引を終了するにあたり、本取引の全般に関して、双方受託契約準則等の諸規則に則って行われ、かつ、私自らの判断で行い、双方に何らの債権債務が残存しないことを確認致しました。」と記載された確認書に、署名・捺印して被告に提出している。

カ 両建について

(原告)

(ア) 両建の不合理性

両建とは、建玉が価格の変動により損計算となった場合(値洗い損)に仕切らずに、反対の建玉をすることにより、その後に相場の変動による損失の増大を帳消しにしておき、適当と思うときに、一方の建玉を仕切り、残った建玉により利益を得ようとする目的で行う取引方法である。しかし、両建をすると、一方の建玉による損益は、他方の建玉による損益によって帳消しになるため、損益は固定されることになるから、この点において、両建は損切り(損計算となったとき一値洗い損が生じたときに仕切ってしまう。)と同じ効果をもつ。したがって、両建は、不合理な取引とされている。

両建のこのような不合理性を受けて、商品取引所法214条8号は、同一枚数・同一限月の両建の勧誘を禁止行為としている。さらに、同法214条9号、同法施行規則103条9号は、先物取引等を理解していない委託者からの異枚数・異限月の両建の受託を禁止している。

(イ) 本件における両建

被告は、中部ガソリンの取引において、平成17年9月7日、同月13日、同年10月3日、同年11月4日、同月9日に買建玉に対して売建玉をして両建を原告から受託し、東京NG大豆の取引において、同年12月13日、翌14日に両建を受託している。

被告外務員は、原告が先物取引の経験のない専業主

婦であり、自ら取引の判断ができないことを奇貨として、原告をして、両建をさせ、不要な手数料を支払わせ、ただでさえ困難な損益の判断をさらに困難にさせた。このような両建の受託は、商品取引員の委託者に対する注意義務に違反する不法行為である。

(被告)

(ア) 被告が両建を受託したのは、中部ガソリンについて、平成17年9月7日、同年11月4日の各取引、東京NG大豆について、同年12月13日、同月14日の各取引である。なお、中部ガソリンについて、同年10月3日の売建20枚は、途転の取引(買越26枚から売越14枚)であり、同年11月9日の売建20枚は、売越5枚から売越25枚の建玉状態になったものであって、両建の取引ではない。

(イ) 原告は、重要事項補足説明時、「両建の計算例」の説明を受けて、両建について一定の理解を示していた。平成17年9月7日の最初の両建の経緯は、次のとおりである。すなわち、ニューヨークの原油価格が値下がりしたこと、A支店長が、電話で、中部ガソリンの相場も値下がりする可能性があることを伝え、決済、追証、両建の対処方法を説明したところ、原告は、両建の意向を示した。そこで、被告受託業務管理部のD係長は、同日中に、原告に電話をかけて、両建の仕組み、長所及び短所等を具体的に説明するとともに、両建を希望する場合は自筆による申出書が必要である旨を説明した。原告は、同日午後3時22分、自筆で記載した申出書(乙17)をファックスで送信した上、両建のために中部ガソリン30枚の売建注文をした。したがって、この両建は、原告の判断によるものであり、原告が両建の内容を理解しないで被告外務員の言うがまま両建取引を委託したということはない。

キ 取引開始後の適合性原則違反について

(原告)

本件取引は、平成17年12月16日以降、不足金が生じ、その都度、含み損のある建玉を決済して継続している。原告は、平成17年11月4日の100万円の入金後に資金が尽き、追加の入金ができない状態であり、その旨を被告外務員に告げた。被告外務員は、原告の資金が尽きたことを知りつつ、取引を継続させ、損益状況が悪化すると損切りして、原告に多額の損害を生じさせた。適合性原則は、取引開始時のみならず、取引開始後にも当てはまるものであり、このように、原告の自己資金が底をつき、追加入金が不可能な状況で取引を継続させる行為は、商品取引員の委託者に対する取引開始後の適合性原則に違反する不法行為となる。

(被告)

被告外務員は、原告との電話のやり取りで、値洗損益、仮精算額等を報告しており、また、受託業務管理部門の社員からも取引の成立の都度、取引の損益状況は伝えており、委託者の皆様へのアンケート(乙16)、益金加算の「申出書」(乙18の1及び2)、確認書(乙20)、残高照合回答書(乙21の1ないし3)、残高照合確認書(乙22の1及び2)等の原告の提出した書類に照らしても、原告は、損益状況を把握して、本

件取引を委託していた。

ク 取引開始後の説明義務違反について

(原告)

原告の取引は、東京アラビカ、関西コーヒー指数、東京NG大豆、中部灯油と取引銘柄を拡大しているが、東京アラビカ、関西コーヒー指数、東京NG大豆、中部灯油はそれぞれ相場の変動要因も異なり、取引単位、限月、手数料なども異なるから、これらの取引銘柄を開始するに当たって、電話やファックスのみで勧誘したというだけでは、説明義務を尽くしたことにはならない。

(被告)

東京アラビカ及び関西コーヒー指数は変動要因が同じであり、中部灯油にしても石油製品であるから、既に取引している中部ガソリンと変動要因が異なるとまではいいがたく、損益、証拠金等の計算関係についても、それぞれの商品の倍率さえ分かれば、一定の対応はできる。また、原告は、個別の取引の際に被告外務員から説明を受けていたことに加え、ファックスによる海外市況に関する情報等の送付を希望して受領し、ほぼ毎日、被告外務員から電話やファックスで説明や情報を受け、自らも海外市況に関するインターネットのサイトで調べるなどして、個々の取引を委託していた。

(2) 過失相殺について

(被告)

仮に、被告に不法行為責任が認められるとしても、本件取引の経緯、原告の年齢及び経歴等にかんがみると、原告の過失割合は、被告よりも大きく、5割を超えるものとするのが相当である。

(原告)

被告は、原告が適合性の原則を欠くことを知りつつ、勧誘と取引を継続させたものであり、これは、そもそも自己責任の原則を原告に問えないことを知りつつ取引を継続させたのと同様であるから、原告の過失を問うのは相当ではない。

(3) 損害について

(原告)

ア 本件取引における損害 661万4531円

原告は、被告外務員による違法な本件取引により損失を被っているから、被告は、被用者である被告外務員の不法行為について、使用者として損害賠償責任を負う。

そして、別紙「差引損益金一覧表」のとおり、本件取引による差損金は合計661万4531円であり、これは、被告の不法行為により原告が被った損害である。

イ 弁護士費用 66万0000円

被告は、本件訴訟を原告代理人に委任した。本件は、弁護士に委任することなく訴訟遂行することは不可能というべきであるから、上記アの損害額の1割に相当する金額は、弁護士費用として、被告の不法行為と相当因果関係のある損害である。

ウ 合計 727万4531円

(被告)

本件取引によって生じた差損金は認めるが、これが

損害となることは争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件取引の経緯（全体証拠は、甲21、乙35から乙38まで、原告本人、証人Aであり、個別証拠は、該当部分に掲記する。ただし、上記各全体証拠のうち、この認定に反する部分を除く。）

(1) 原告は、平成17年8月当時、48歳であり、高校卒業後、商工中金帯広支店に入庫し、昭和53年に結婚し、昭和57年に同支店を退職して、専業主婦をしていた。原告には、夫と3人の子がいる。

原告は、郵便貯金200万円、野村証券に外国公社債、外貨MMF、投資信託等で合計約800万の金融資産、時価額約100万円程度の株式を保有していた。

(2) 原告は、被告が実施した電話（自動音声）による市場調査アンケートに回答したところ、被告から粗品が送られてきた（乙31）。

C外務員は、平成17年8月23日、原告に対し、ガソリン先物取引を勧誘し、その概略を説明したところ、原告が関心を示したため、商品先物取引の資料を送付した。B外務員は、同月25日、原告に電話をかけて、詳しい説明をするため面談する約束を取り付けた（乙11）。

(3) B外務員及びC外務員は、同月27日午後1時から3時ころまで、函館市内の飲食店において、原告に対し、商品先物取引の説明と勧誘を行った。B外務員は、北海道新聞の商品欄の写しや日本経済新聞の商品相場欄を示して中部ガソリンの価格を説明し、「商品先物取引委託のガイド」と「受託契約準則」を交付して説明した。さらに、便せんに手書きしながら、手数料、限月や場節、立会時間、取引単位、手数料等の商品先物取引の仕組みやルールを説明し、具体的な数字を用いて利益と損失や、先物取引特有の「買い」と「売り」、「追証」、「損切り」、「両建」等の説明をした（甲11から甲16まで、乙11）。

原告は、商品先物取引を行う意向を示し、「商品先物取引口座開設申込書」に、投資経験について、「投資信託」、「外貨建商品」、「株式現物」があり、主取引会社として「野村証券 函館」支店、その投下資金額として「800」万円程、投資可能資金額欄に「2000」万円程とそれぞれ記入して、署名捺印して、被告に差し入れた（乙3）。次いで、原告は、「私は、一定の所得を有しない主婦ですが、自己資金の積極的な運用を行いたく、商品先物取引について理解した上で、自己責任において、金融資産3000万円のうち、投資可能資金額2000万円の範囲において運用致します。」と自筆で記載して差し入れている。同書面には、原告の自筆で、金融資産の内訳として、「野村証券 函館支店 800万」、「郵便局 宝来町 1000万（普通）」、「日興証券 川崎支店 1200万」と記載されている（乙5）。

(4) C外務員と本社受託業務管理部に所属するD係長は、同月29日、前記飲食店において、原告と面談した。被告においては、営業部門とは独立した管理部門の社員による説明が行われた後に取引が開始される扱いになっていた。その説明内容は、以下のとおりである。

ア D係長は、(3)の説明時に原告に交付した「商品先物取引委託のガイド」の重要な部分にラインマーカーを引くなどして、適合性の原則について、不適当な勧誘や商品先物取引未経験者の保護措置を説明し、先物取引はハイリスク・ハイリターンであること、先物取引は証拠金取引であるため、取引の対象である総取引金額は、取引に際して預託すべき証拠金の10倍から30倍程度となること、損失が預託した証拠金を上回る場合があることなどを説明した。また、投資可能資金額、取引証拠金制度（本証拠金、追証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金）等を説明し、最後に禁止行為の概要について説明した（甲17）。

イ また、D係長は、「商品先物取引の委託における重要事項補足説明」（甲20、乙7の1）を用いて、証拠金取引の仕組み、商品先物取引の危険性、自己責任、自己判断（外務員の取引の勧誘に対して最終的には自己の判断で取引を行うべきである）等を説明し、追証拠金の計算方法、予測に反した場合の対処法（損切り、追証、両建、難平、途転）、値幅制限について、上記書面中の説明用の図画に具体的な金額を記入していきながら、ひとつひとつ説明した（甲20の2頁、4頁、6頁、8頁、10頁、12頁、乙7の2ないし6）。

ウ D係長が以上の説明を終えた後、原告は、受領書兼重要事項確認書に署名捺印し（乙7の7）、商品先物取引の理解確認のための「新たな委託者の皆さんへのアンケート」に記入をした（乙8）。同アンケートは、説明後の理解度を確認するためのものであり、そこには、理解度について、「説明を受けおおよそ理解できた」、過当な勧誘について、「外務員の勧誘を拒否したことはありません」「取引の強要及び困惑を受けるような勧誘は受けていない」「商品取引に対して興味を持っていたので自ら申し込んだ」の項目に丸印がつけられている。

エ D係長による説明後、C外務員は、約諾書及び通知書を原告に交付し、原告は、これに署名してC外務員に交付した（乙9、乙10）。その際、原告は、郵便貯金からおろした現金200万円をC外務員に交付し、被告に預託した。

(5) 原告が専業主婦で無収入であり、ガイドラインにおいて、原則として不適当と認められる勧誘の対象者であるため、営業部門とは独立した受託業務管理部のD係長は、適合性原則に照らして不適当と認められないための例外要件の審査のため、調査報告書とともに「取引受託の適・否認定申請書」を同部統括本部総括責任者に提出した。調査報告書には、野村証券の投下資本800万円、年収0万円、金融資産3000万円、投資可能資金額2000万円と記載されているが、野村証券以外には、投下可能資金額の裏付けとなる資産が示されていない。同本部統括責任者は、原告からの取引受託を認めた（乙13ないし乙15）。

(6) 本件取引の状況（乙17、乙23から乙30まで、乙41、乙42、ただし、枝番があるものは全部）

ア 同月30日、原告は、中部ガソリン3月限25枚の買建の注文をして、本件取引を開始し、C外務員

が、値を下げているが、利食い売りであるとの考えを伝え、さらに中部ガソリン3月限25枚の追加注文をした。また、原告は、150万円を追加預託した。

イ 同月31日、B外務員が海外の値上り幅からガソリン及び灯油がストップ高になるとの予想を話したところ、原告は、中部ガソリン3月限25枚の決済の指値注文を出し、指値どおりの値段で取引が成立した。益金11万円が原告に返還された。

ウ 同年9月5日、原告は、中部ガソリン3月限25枚を決済した。B外務員は、3月限10枚の売建の注文を受けたが、ストップ売りのため取引は成立しなかった。

エ 同月7日午前9時ころ、A支店長が中部ガソリンの相場は一時的な値下がりであるとの見方もできる旨を伝え、決済するか、追証で様子を見るか、両建でしばらく相場の値動きをみるか、その対処方法について説明したところ、原告は、考えて決めたいと述べた。

同日午後0時30分ころ、受託業務管理部のD係長は、原告に電話をかけて、改めて、両建の仕組み、その長所及び短所等を具体的に説明するとともに、両建を希望する場合には自筆による申出書が必要である旨を伝えた。

同日午後3時25分ころ、原告は、被告札幌支店に対し、「この度、担当者から同一限月、同一枚数の両建の注文を出すに至って勧誘してはならないとの説明を受けましたが、両建について充分理解した上で、私が判断して行なう取引です。尚、両建については、契約前から何度か、詳細な説明や、禁止行為の告知を受け、そのことを充分に理解していますので、今後の両建取引に関しても、私の意思で行なうことを申し出ます」と自筆で記載した申出書（乙17）をファックスで送信した上、A支店長に電話をかけて、両建のために中部ガソリン30枚の売建注文をし、取引が成立した。

オ 原告は、同月9日に満期となった野村証券の外建公社債200万円を、同月12日に夫名義の郵便局簡易保険を解約して140万円を、同年10月12日に25万円を被告に追加預託した。

カ A支店長は、平成12年11月2日、函館で原告と面談した。原告は、11月4日に100万円を預託した。

キ 原告は、同月15日、被告外務員から、分散投資であるとして東京アラビカの勧誘を受け、翌16日から同取引を開始し、その後、同月18日に関西コーヒ指数取引、同月22日に東京NG大豆取引、12月16日に中部灯油の先物取引を開始した（乙29の21、23、25、33）。

ク 本件取引開始から平成17年11月29日までの3か月間（習熟期間）の損益は、64万4604円の利益であり、原告に対し、その一部として平成17年9月5日に11万円、9月8日に28万2250円、10月11日に18万7450円の合計57万9700円が支払われている（乙41の1及び2、乙42）。

ケ 平成17年12月中旬以降、追証拠金が同月12日、同月21日及び平成18年1月6日、同月20日に発生したが（乙28の1ないし4）、原告の投資資金が尽き

ていたため、その都度、一部決済注文を出して不足金に対処した。原告は、平成18年1月24日、A支店長に電話をかけて、建玉の全部を決済する注文を出し、本件取引は終了した。

コ 本件取引の内容は、中部ガソリン31回、東京アラビカ4回、関西コーヒー指数8回、東京NG大豆7回、中部灯油3回の売買である(乙24)。そのうち両建取引が行われたのは、中部ガソリンについて、平成17年9月7日及び同年11月4日の2回であり、東京NG大豆について、同年12月13日及び同月14日の2回である。

サ 原告は、当初においては、ガソリンの値上がりに関心を示し、被告外務員からファックスや電話により海外市況に関する説明や情報の提供を受けたり、自らも海外市況に関するインターネットのサイトを調べるなどし、被告外務員とのやりとりにおいても、相場の見通しについて自己の意見を述べることはあったが、全体としてみれば、被告外務員の助言に従って取引を行っていた。

(なお、C、B及びD作成の各陳述書には、原告が、本件取引において、積極的に自らの相場観に基づき、取引を被告に委託していたとの供述部分があり、「顧客連絡カード」の特記事項欄にも、同様に受け取れる記載部分がある。確かに、原告は、意見を言うことを聞いてくれなかったなどと供述し、自ら供述するところによっても、値上がりをするか、値下がりをするか程度の相場の見通しについて意見を述べていたことがうかがわれる。しかし、商品先物取引の経験がない原告が、上記陳述書の内容にあるように、自らの相場観に基づいて積極的に取引を行っていたとは考えがたい。したがって、原告は、被告外務員から相場の見通しについて助言を受け、結局は、その助言に従って本件取引を行っていたと認めるのが相当である。)

(7) 本件取引の取引期間、売買差金、手数料、消費税、差引損益金は、別紙のとおりであり、本件取引において、原告は、661万4531円の損失を被った。各銘柄別の差引損益金をみると、中部ガソリンが77万0916円の損失、東京アラビカが83万7500円の損失、関西コーヒー指数が236万7500円の損失、東京NG大豆が120万5865円の損失、中部灯油が143万2750円の損失という結果になっている(乙24)。

(8) 原告は、平成18年1月30日付けで、「今般、貴社との商品先物取引を終了するにあたり、本取引の全般に関して、双方受託契約準則等の諸規則に則って行われ、かつ、私自らの判断で行い、双方に何らの債権債務が残存しないことを確認致しました。」と記載された確認書に署名・捺印して提出した(乙20)。

2 本件取引の違法性について

(1) 商品取引所法215条には、「商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適當と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。」と、適合性原則が規定されているが、この規定は、商品先物取引においては、その仕組みが複雑で相場の予

測も困難であり、証拠金取引でもあるために予測困難な多大な損害が生じる可能性があることから、取引の仕組みや危険性を理解して自己の判断で売買を行う能力を欠く者や取引の損失に耐え得る資力を有しない者など、先物取引への適合性を欠いた者に対する勧誘を禁止したものである。この適合性原則を受けて、主務大臣(経済産業大臣、農林水産大臣)が定めたガイドライン(甲2)には、「常に不適當と認められる勧誘」、「原則として不適當と認められる勧誘」、「適合性原則に照らして不適當と認められない例外要件」が定められている。このガイドラインは、商品取引所法における商品取引員の勧誘行為等に係る規制についての解釈指針を示すことにより、商品取引員の受託業務の適正を図ることを目的としたものであるから、その解釈指針は、顧客保護のため、さらには商品先物取引の適正な運営を確保するため、商品取引員の注意義務の内容になっているものというべきである。

(2) 原告は、昭和31年9月1日生まれの専業主婦で、本件取引まで全く先物取引の知識も経験もなかった者であり、複雑かつ高度の危険性のある先物取引に不適當な者であると主張する。しかしながら、専業主婦であるというだけで、有職女性や男性と比して、商品先物取引を理解する能力の点において劣っているなどということはできず、ガイドラインにおいても、上記の「常に不適當と認められる勧誘」、「原則として不適當と認められる勧誘」の対象者には当たらないものとされている。かえって、前記1で認定したところによれば、原告は、金融機関の勤務経験があり、商品先物取引にある程度の関心を示し、理解度を確認するためのアンケートにも、商品先物取引の仕組みや危険性を理解した旨の記載をし、被告外務員からファックスや電話により海外市況に関する説明や情報の提供を受けたり、自らも海外市況に関するインターネットのサイトで調べるなど積極的な一面があり、被告外務員とのやりとりにおいても、自らの相場の見通しについて意見を述べていたことが認められる。してみると、原告が商品先物取引の仕組みや危険性を理解して自己の判断で売買を行う能力を全く欠いていたとまでいうことはできない。

(3) 原告の保有する資産の点から、商品先物取引への適合性を検討すると、ガイドラインA3(2)には、「原則として不適當と認められる勧誘」の類型として、「一定以上(年間500万円以上)の収入を有しない者に対する勧誘」があげられ、「適合性原則に照らして不適當と認められない例外要件」として、①「顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること」を満たしていることを証明できるものがあること、②顧客本人の自書により、自らが原則として不適當と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること、が定められている。

そして、例外要件の判断に当たっては、「顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること」は、「原則として不適當と認められる勧誘」

のあくまでも例外であり、投資可能資金額は未経験者の保護的措置（建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘が禁止されている）の基準にもなるものであるから、新規委託者による投資可能資金額の申告を一応信じる事が許容されるとしても、その申告額に疑問があり、適合性原則の要求を満たすことについて重大な疑義が生じたような場合には、商品取引員は、適合性原則の実効性を確保するためにも、新規委託者の投資可能資金額の申告額をそのまま鵜呑みにすることなく、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを満たしていることを証明できるものがあることを確認する義務があるというべきである。さもなければ、ガイドラインにおいて「原則として不適当と認められる勧誘」を定めたこと、ひいては適合性原則が骨抜きになり、また、顧客の過大な投資可能資金額の申告により、取引量が実際に保有する資金に比して過大となって、最終的には顧客が予測しえなかった多大な損失を被るおそれがあるからである。

これを本件についてみると、前記1で認定した事実によれば、原告は、「原則として不適当と認められる勧誘」の対象者である無収入者であるが、実際には自己名義でせいぜい900万円程度の金融資産を保有していたにすぎなかったのに、金融資産額3000万円、そのうち投資可能資金額2000万円と過大な申告を行い、被告は、これをそのまま鵜呑みにして、上記の例外要件

に該当するものとして取引を開始していることが認められる。

しかしながら、専業主婦で無収入でありながら、金融資産額3000万円、投資可能資金額の2000万円を有するのはありえないことではないが、通常のことでなく（さらに、仮に当該専業主婦に申告額を裏付ける資産があっても、夫の資産であるとの推測も成り立ち、その場合には、その夫の承諾を確認する必要が生じてくる。）、しかも、原告が作成した申出書（乙5）の金融資産の内訳は、取引先の金融機関と取引額のみが記載された極めて雑ばくなものであったのであるから、被告としては、原告の投資可能資金額の申告に対しては、その真実性に一応は疑問を抱いて、質問したり、裏付けとなる証明資料の提出を求めることにより、投資可能資金額の裏付けとなる資産の確認を求めるべきであり、また、例外要件の審査を行った管理部担当者も、審査の基礎資料となる申出書（乙5）、顧客カード（乙12）及び調査報告書（乙13）の各記載内容は、資産の内訳においていづれも具体性に欠ける内容であることから、投資可能資金額の資産の裏付けを確認し、厳格に審査すべきであったといえることができる。

ところが、被告の外務員及び例外要件の審査を行った管理部担当者は、過大な投資可能資金額の申告を鵜呑みにして、投資可能資金額の申告に裏付けがあることを確認しなかったのであるから、被告外務員及び上記管理部担当者には、上記の確認義務の違反があるも

経済法令研究会 162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
http://www.khk.co.jp/ TEL 03(3267)4811 FAX 03(3267)4803



◆ M&Aに関する重要判例を、第一線で活躍する学者、弁護士が丁寧に解説！
◆ 判決（決定）書きも併載した、臨場感あふれる新しいスタイルの判例解説集！
◆ 弁護士、企業法務担当者、金融実務家、法科大学院生等、必読必携の1冊！

野村修也・中東正文編集
好評発売中！

別冊金融・商事判例 M&A判例の分析 と展開

● B5判 二六四頁
● 定価三九〇円（税込）

の**というべきである**。そのため、本件取引において、原告が先物取引の未経験者であるため、未経験者の保護的措置に基づき、投資可能資金額の申告額の3分1の範囲で取引が行われているものの、原告が実際に保有している資金額に比して明らかに過大な取引が行われ、その結果、原告は、最終的には、資金に余裕がないために資金が尽き、不足金が生じる都度損切りで対処することを余儀なくされ、多額の損失を被っていることが認められる。

被告は、被告外務員は、8月27日と29日の両日、投資可能資金額の設定について原告に説明したと主張し、確かに「商品先物取引委託のガイド」(甲17)中の「投資可能資金額の設定」の説明部分には大きな丸印が付され、投資可能資金額の意味について説明していることが認められるが、上記の確認義務は、説明義務とは異なる内容の、適合性原則の実効性を確保するための注意義務であるから、投資可能資金額の意味について説明義務を果たしているからといって、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの確認義務を怠ったことの責任を免れるものではない。

(4) そして、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できるものがあることを確認すべき義務は、商品先物取引の適正な運営の基本となる適合性原則の実効性を確保するためのものであるから、被告がこの義務を怠ったことにより、本件取引は全体として違法になり、被告は、原告に対し、不法行為に基づき、原告に生じた損害を賠償する義務を負うものというべきである。

3 その他原告の主要な主張について

本件取引は、上記のとおり違法なものであるが、その他の原告の主張について簡単に説明する。

(1) 勧誘の告知・確認の義務、再勧誘の禁止の違反について

原告は、被告が電話で商品先物取引の勧誘であることを説明しないまま、「粗品を送ります。」などと言って住所と名前を聞き出してパンフレットを郵送したと主張するが、被告は、自動音声による電話での市場調査アンケートを実施し、アンケートの謝礼として粗品を送付したものであり、これ自体は勧誘ということではないし、また、この行為だけを取り上げてみても、本件取引による損失と相当因果関係がないことは明らかである。

また、原告は、C外務員が勧誘を受ける意思を確認しないまま先物取引を勧誘し、勧誘を希望しない意思を表明しているのに、執拗に先物取引を勧誘したと主張をするが、C作成の陳述書(乙35)中には、これを否定する供述がある上、原告も被告外務員に対してガソリンの値上がりに興味をもち、先物取引に関心を寄せていた趣旨の供述をしていることに照らせば、原告の上記主張は採用することはできない。

(2) 取引開始時の説明義務違反について

本件においては、前記1で認定したとおり、被告外務員は、平成17年8月27日及び同月29日の両日、それぞれ2時間程度の時間をかけて、原告に対し、「商品先物取引委託のガイド」(甲17、乙1)及び「商品先

物取引の委託における重要事項補足説明」(甲20、乙7の1)を用い、その説明上重要な部分にラインマーカーを引いたりして、先物取引の仕組みと危険性、証拠金の性質、商品取引員の禁止行為の概要、委託者の自己判断と自己責任等を説明したほか、予測に反した場合の対処法(損切り、追証、両建、難平、途転)を具体的な金額を用いて、実際にその場で記入しながら説明し、説明に用いた資料(甲20、乙7の1及び2はこれと同じもの)も、比較的難解な商品取引の仕組みや流れを、平易な文章と図画を用いてわかりやすく説明した内容のものである。他方、原告は、金融機関に勤務していた経験を有するものであり、その後の取引における被告外務員とのやりとりをみても、これらの説明を全く理解できなかったとはいいがたく、被告外務員の説明を受けて商品取引の仕組みや危険性については一般的な理解の程度には達していたものと認めるのが相当である。したがって、被告外務員に説明義務違反を認めることはできない。

(3) 新規委託者保護義務違反について

原告が先物取引の未経験者であるため、「未経験者の保護的措置」に基づき、投資可能資金の申告額の3分1の範囲内で取引が行われているが、原告が実際に保有している資金に比して過大な取引であることは、前記のとおりである。

しかし、取引が過大となった主要な原因は、原告が過大な投資可能資金額の申告をし、他方、被告がその確認義務を怠ったためであり、この点についての判断は、前記のとおりであるから、これを重ねて新規委託者保護義務違反の行為として判断する必要は認められない。

(4) 外務員の言うがままの取引について

原告は、専業主婦で先物取引の知識、経験が全くなく、相場の見通しなどできないため、自己の判断で取引を行うことは不可能であり、専門家である被告外務員の言うがままに本件取引を行ったと主張し、原告本人は、これに沿うかのような供述をする。

しかし、原告が、被告外務員の助言を受け、これに従って取引をしたからといって、これだけでは違法な取引であるということとはできない。前記1で認定したとおり、原告は、本件取引開始に当たって、自己判断、すなわち外務員の取引の勧誘に対して最終的には自己の判断で取引を行うべきであるとの説明を受け、外国市場のガソリン相場をインターネットのサイトで調べたり、被告外務員から情報を得たりし、被告外務員とのやりとりにおいても相場の見通しについて自己の意見を述べていたのであるから、被告外務員の助言に従って取引をしていたとしても、最終的には自己の判断に基づき、本件取引を被告に委託していたと認めるのが相当である。したがって、原告の上記主張は採用することはできない。

(5) 両建について

両建とは、既に保有している建玉とは逆の建玉を新たに建てて、その後、状況が変化したときに、利益が出るであろうと思われる建玉を残して、もう一方の建玉を手仕舞いするものであり、新たな建玉のための資

金や手数料が余分に必要となる。この両建は、相場が建玉した当初の予想とは逆に動いた時に、建玉を手仕舞いしたくないが、追証拠金での建玉に維持も不安という場合に、損失を固定したまま、しばらく様子を見るために用いられる取引手法であるが、両建の一方を手仕舞いする場合、残した建玉が予想に反すれば損失が拡大するため、先物取引の経験が乏しい委託者にとって、その扱いが困難な取引手法である。そのため、商品取引所法上、同一商品の同一限月、同一数量の両建を勧誘することは禁止され（同法214条9号）、先物取引等を理解していない顧客からの異枚数・異限月の両建の受託することが禁止されている（同法施行規則103条9号）。

しかし、前記1で認定したとおり、中部ガソリンについて2回、東京NG大豆について2回、合計4回の両建取引が行われているにとどまり、これが被告外務員の勧誘によることを認めるに足りる証拠はない。

また、原告は、本件取引開始前及び両建取引時に、被告外務員から、両建の仕組みと法的規制の説明を受け、殊に、D係長の説明時においては、具体的に図画を利用して両建の計算例の説明を受けており、比較的那理解は容易であったと考えられる。

したがって、原告が、両建について理解不十分のまま両建取引を行ったということもできないから、本件取引における両建が違法な取引であるということとはできない。

(6) 取引開始後の適合性原則違反

原告の自己資金が底を尽き、追加資金がない状態で取引を継続させる行為は、商品取引員の顧客に対する取引開始後の適合性原則に反すると主張する。原告が、資金が尽きたため、不足金が生じる都度損切りで対処し、損失を被っていることは、そのとおりである。しかし、不足金が生じたときに損切りをしていくか、直ちにその全部を決済するかは、原告が最終的に判断すべきことであるところ、原告が仕切を要求したのに、被告がこれを拒否したことを認めるに足りる証拠はない。のみならず、資金がなくなったのは、原告が過大な投資可能資金額の申告をし、他方、被告がその確認を怠ったことにより、原告の保有する資金に比して過大な取引となったためであり、この点についての判断は、前記のとおりであるから、これを重ねて取引開始後の適合性原則違反の行為として取り上げて判断することはできない。

(7) 取引開始後の説明義務違反

原告は、東京アラビカ、関西コーヒー指数、東京NG大豆、中部灯油は、それぞれ相場の変動要因も異なり、取引単位、限月、手数料なども異なるから、これらの取引銘柄を開始するに当たって、電話やファックスのみで勧誘したというだけでは、説明義務を尽くしたことにはならないと主張するが、本件全証拠によっても、その際の勧誘の具体的な態様が不明であるから、原告の上記主張は採用することができない。

4 過失相殺について

(1) 本件取引開始に当たって、原告の資金調査を怠ったことにつき、被告に注意義務違反の行為がある

ことは、前記のとおりである。

(2) 他方、被告は、先物取引口座開設申込書や自筆の申出書において、実際に保有する金融資産が900万円程度であるのに、その動機は不明であるが、自らわざわざ投資可能資金を2000万円と過大な設定をして申告したため、実際に保有する資産に比して取引規模が拡大したことにより、損害の拡大を招いたものであり、原告にも相当な落ち度があったと認めるのが相当である。原告は、あまり深く考えずに投資可能資金額を記載したと供述するが、金融機関の勤務経験があり、そのときにおいては顧客から書面の交付を受ける立場にあったはずであり、被告に差し入れた一連の書面の重要性を認識してしかるべきである。また、原告の年齢及び経歴、被告の説明内容及び方法からみて、原告は、少なくとも商品先物取引の仕組みや危険性は理解していたはずであるのに、投機に対する安易な興味から、被告外務員の取引の勧誘に応じて先物取引を始め、拡大して損害を招いている点にも落ち度が認められる。以上の諸点を考慮すると、原告の過失割合は、5割と認めるのが相当である。

これに対し、原告は、適合性原則を欠き、自己責任原則が問えないことを知りつつ、勧誘を継続し、取引を継続させた場合には、過失相殺を問うことはできないと主張するが、原告は、商品先物取引の行う資格に欠けるものではなく、本件取引の違法性は、実際に保有する資産に比して過大な取引を行ったという点での適合性原則違反であり、しかも、過大な投資可能資金額を申告したのは原告自身であり、これが本件取引の多大な損害の発端となっているのであるから、原告の落ち度は決して軽視することができない。したがって、原告の上記主張は採用することはできない。

5 結論

(1) 本件取引による差損金は、別紙「差引損益金一覧表」のとおり、合計661万4531円であり、これは、違法な本件取引により原告が被った損害である。原告の過失相殺割合は5割であるから被告が賠償すべき損害賠償額は330万7265円（端数切捨て）となる。そして、弁護士費用については、認容額の約1割に当たる33万円が相当であるから、被告は、原告に対し、363万7265円を支払うべき義務がある。

(2) よって、原告の本件請求は、主文掲記の限度で理由がある。

裁判官 坂本宗一

(別紙) 差引損益金一覧表

商品名	取引所	取引期間	売買差金	手数料	消費税	差引損益金
ガソリン	中部商品	H17.8.30~ H18.1.23	1,200	735,350	36,766	-770,916
アラビカ	東京穀物 商品	H17.11.16~ H17.12.22	-627,500	200,000	10,000	-837,500
コーヒー 指数	関西商品	H17.11.18~ H18.1.24	-1,895,000	450,000	22,500	-2,367,500
Non-GMO 大豆	東京穀物 商品	H17.11.22~ H18.1.24	-564,000	611,300	30,565	-1,205,865
灯油	中部商品	H17.12.16~ H18.1.10	-1,375,000	55,000	2,750	-1,432,750
合計			-4,460,300	2,051,650	102,581	-6,614,531